



1 趣旨

観光は地域経済の好循環を生み出す総合産業であり、国内外の人々の来訪及び交流人口を増加させるためには、受入環境整備やサービス向上のための観光振興施策を実施する必要がある。

一方で、少子高齢化、人口減少社会が進み税収減及び交流人口減少が見込まれ、多様化する観光ニーズに的確に対応し交流人口の増加につなげる好循環を生み出すため、安定財源の確保が課題となっている。

以上から、観光振興施策の財源として宿泊税を導入することとし、宿泊税の賦課徴収のため新たに条例を制定しようとするものである。

2 宿泊税について

条例で定める特定の費用に充てるために、市町村が課することができる法定外目的税（地方税法第 731条）である。

各自治体において、観光振興の更なる推進に向けて導入の動きが広がっている。

※) 令和 7 年 4 月 1 日現在で12自治体が導入済み。また、12自治体が総務大臣同意済（導入決定済）。

このほか、全国で少なくとも50以上の自治体が導入検討を表明しているなど、多くの自治体が導入を検討している。

3 検討経過

- 市議会定例会において宿泊税の導入検討を表明
(令和 6 年 6 月)
- 市内宿泊事業者向け説明会① (令和 6 年 7 月 25 日・29 日)
- 盛岡市宿泊税検討委員会の設置 (令和 6 年 10 月)
- 第 1 回盛岡市宿泊税検討委員会 (令和 6 年 11 月 29 日)
: 検討の背景、委員会の検討事項、先行自治体の事例共有等
- 市内宿泊事業者及び観光客へのアンケート
(令和 6 年 12 月～令和 7 年 2 月)
- 第 2 回盛岡市宿泊税検討委員会 (令和 7 年 1 月 8 日)
: 盛岡市における宿泊税制度の具体案（導入目的、納税義務者、徴収方法等）の検討及び税額や用途等についての方針の検討
- 第 3 回盛岡市宿泊税検討委員会 (令和 7 年 3 月 24 日)
: 盛岡市における宿泊税制度の具体案（税額や用途等を含む）の検討
- 市内宿泊事業者向け説明会② (令和 7 年 4 月 22 日)



4 盛岡市における宿泊税制度の具体案（★は条例事項）

（1）導入目的★

観光資源の魅力の向上、国内外の人々の来訪及び交流の促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。

【参考】

いずれの先行自治体においても、目的として「都市の魅力を高める」及び「観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」の2点が、条例の導入目的に掲げられている。

（2）課税客体★

次の施設への宿泊（施設数は令和7年4月時点）

- ア 旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所（78施設）
- イ 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）（9施設）

（3）納税義務者★

上記（2）の宿泊施設への宿泊者

（4）課税標準★

上記（2）の宿泊施設への宿泊数

（5）税額★

一律定額200円

なお、一定額未満の宿泊料を免税とする免税点は設けない。

【理由】

- 宿泊税活用事業によって宿泊者が享受する行政サービスは宿泊施設の料金によって変わらないこと並びに、納税者にとって簡素で分かりやすい制度設計及び税負担の公平性の観点から、税額は一律定額制とし、一定額以下の宿泊料金について課税しない免税点は設けない。
- 宿泊税活用事業の規模、観光客アンケート調査結果における宿泊税の負担感及び先行自治体の導入状況を踏まえ、税額を200円とする。

（補足）

- 段階的定額制や定率制と比較すると、宿泊事業者が素泊まり料金分を明確に算定する必要がないため、特別徴収に係る事務的負担が最も少なく、宿泊者（納税者）へ簡素に説明できる。
- 税率の境界層付近や免税点付近において宿泊料金の設定に影響を及ぼすおそれがない。

【参考】

- 宿泊税による税収額（試算）
年間2億5,600万円
※）市内の年間宿泊者数約128万人（R5）×200円
- 宿泊事業者説明会（R6.7）での意見交換や宿泊事業者向けアンケート、宿泊税検討委員会では、一律定額制や免税点は設けないなどの簡素な制度設計を望む意見が複数あった。
- 観光客向けのアンケート調査結果（R6.12～R7.2）では、回答者の約7割から宿泊税として200円を負担することに理解を得られた。



4 盛岡市における宿泊税制度の具体案（続き）

（6）課税免除★

「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊」のみ

【理由】

- 税負担の公平性及び簡素で分かりやすい課税の観点から課税免除事項を最小限とする。

【参考】

- 一部の先行自治体（京都市、長崎市など）が課税免除事項としている修学旅行や学校行事の参加等は免税しないが、宿泊税活用事業の中で修学旅行や学校行事への参加に伴う宿泊の負担軽減や修学旅行誘致等の、受け入れ環境の充実に資する事業に取り組むこととする。
- 宿泊事業者説明会（R6.7）での意見交換や宿泊事業者向けアンケート、宿泊税検討委員会では、税負担の公平性等から課税免除事項を設けるべきでないとの意見が多数であった。
- 「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊」は、ウイーン条約に基づく相互主義の観点から課税免除が必要であり、全ての先行自治体において課税免除となっている。

（7）徴収方法★

特別徴収

（8）特別徴収義務者★

- ア 旅館業又は住宅宿泊事業を営む者（旅館・ホテル等、民泊）
- イ 宿泊税の徴収について便宜を有する者（全国チェーン店舗など）

（9）特別徴収義務者の申告の手続★

特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を開始する日の前日までに、市長に申告書等を提出する。

【申告書の記載事項（予定）】

- 個人番号又は法人番号
- 宿泊施設の名称・所在地
- 設備の概要等

（10）納税管理人とその不申告に対する過料★

- ア 納税管理人
市内に住所、事業所等を有しない特別徴収義務者に対し、納入に関する一切の事務を処理させるため、市内又は市外に住所、事業所等を有する個人又は法人を、納税管理人として定め、市長の承認を受けることとする。
- イ 不申告に対する過料
上記アについて該当する特別徴収義務者が、正当な理由なく納税管理人の申告を怠った場合に、その者を10万円以下の過料に処する。



4 盛岡市における宿泊税制度の具体案（続き）

(11) 申告納入の期限★

- ア 毎月末日までに前月分を納入
- イ 特別徴収義務者となつてから1年を経過していること、当該特別徴収義務者が市税を滞納していないこと等の要件を満たす特別徴収義務者は、次に掲げる期間において次に定める日までに申告納入できる特例制度を設ける。
- ・ 12月1日から2月末日まで 3月末日
 - ・ 3月1日から5月末日まで 6月末日
 - ・ 6月1日から8月末日まで 9月末日
 - ・ 9月1日から11月末日まで 12月末日

(12) 不足金額等の納入★

特別徴収義務者に、不足金額、過少申告加算金額、不申告加算金額及び重加算金額を納入する必要がある場合に、期限までに納入するよう義務づける。

(13) 納入義務の免除等★

特別徴収義務者が正当な理由により宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなった場合又は天災その他避けることのできない理由により徴収した宿泊税額を失った場合に、市長は、当該納入の義務を免除できる。

(14) 特別徴収義務者の義務及び義務違反に対する罰則★

- ア 義務の内容
- ①帳簿等の備え付け及び保存義務
 - ②その他書類の備え付け及び保存義務（売上傳票等）
- イ 保存期間
- ①について 5年間
 - ②について 2年間
- ウ 義務違反に対する罰則
- ①及び②に違反した場合、虚偽の記載又は隠匿をした場合、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(15) 制度の見直し時期★

条例施行後3年、その後5年ごと

※) 条例施行が令和8年10月（年度途中）となった場合は、条例施行後3年6カ月、その後5年ごと

(16) 特別徴収事務交付金

特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者である宿泊事業者に対して「宿泊税特別徴収事務交付金」を交付する。交付額は納期内納入額の2.5%の額とする。

【制度施行後5年間の特例措置】

- ① 0.5%を加算
- ② 交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ納期内納入した場合はさらに0.5%を加算



4 盛岡市における宿泊税制度の具体案（続き）

(17) 宿泊税の使途

年度毎2億5,000万円程度の事業を予定

ア 宿泊税は新規・拡充事業に活用

イ 宿泊事業者からの意見等を踏まえ随時見直しを行う。

※) 現時点で想定される主な活用事業及び事業費は右の表のとおり。

※) 活用項目の内容は、①第5期盛岡市観光推進計画（R7～R11）のアクションプランに、②宿泊事業者・観光客向けのアンケートでの要望、③宿泊税導入に伴う費用（宿泊事業者への補助等）、④観光交流基金への積み立てを加えたもの。

※) 事業費については、年度によって各事業の事業規模が変動するため、おおよその事業費の範囲を示したもの。

宿泊税活用事業の主な内容	事業費
1 持続可能な観光地域づくり <ul style="list-style-type: none"> 観光DXの推進 MICE誘致の推進 スポーツ合宿の誘致 スポーツツーリズムの推進 など 	7,500万円 ～9,000万円
2 選ばれる観光地域づくり <ul style="list-style-type: none"> 効果的な観光プロモーション 盛岡さんさ踊り通年体験化 教育旅行の増客に向けた受入環境の充実 誰もが分かりやすい観光案内 盛岡City Wi-Fiの拡充 交通環境の充実 宿泊施設でのスマートチェックイン・キャッシュレス化の導入支援 など 	1億1,700万円 ～2億300万円
3 広域観光の推進 <ul style="list-style-type: none"> 冬季広域観光振興 高付加価値旅行商品の造成支援 友好都市との観光連携の強化 など 	1,100万円 ～2,000万円
4 国際観光の推進 <ul style="list-style-type: none"> 海外旅行博などを活用したプロモーション 外国人観光客の伝統芸能等の体験機会の創出 など 	2,300万円 ～2,800万円
5 宿泊税の賦課に係る費用 <ul style="list-style-type: none"> 特別徴収事務交付金 精算システム改修補助金 制度周知 など 	1,500万円 ～1,700万円
6 緊急時等の対応 <ul style="list-style-type: none"> 観光交流基金への積立金（災害等の緊急時や社会情勢の変化などに機動的・緊急的に対応） 	2,000万円

